

出向者について

過去に、**出向元と出向先で技術職員を二重計上する不適切な事案**がありました。

そのため、出向者を技術職員名簿に掲載する場合は、出向関係が明確に確認できる出向証明書(出向元が証明)、出向協定書等の提出をお願いします。

なお、最低限、次の内容が確認できる書類の提出をお願いします。

- i) 出向期間(審査基準日時点で出向先に6ヶ月と1日以前から在籍している必要があります。)
- ii) 出向者の身分保障及び指揮監督権について
- iii) 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について
- iv) 常勤性の証明

【その他】

・出向証明書は任意の様式となりますが、参考様式を書式集に掲載していますのでご確認ください。

・出向者については経営事項審査上は評価しますが、直接かつ恒常的な雇用関係ではないため、建設現場に配置する主任技術者等にはなれませんのでご注意ください。

※現場配置技術者については、関東地方整備局ホームページ上の「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」で説明しています。詳細はそちらで確認ください。